元消安第3987号 令和元年12月16日

放射線審議会

会長 神谷 研二 殿

農林水産大臣 江藤



国際放射線防護委員会の勧告(組織反応に関する声明)の取り入れ等に関する獣医療法施行規則等に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について(諮問)

国際放射線防護委員会の勧告(組織反応に関する声明)及び貴審議会の意見具申(平成30年3月2日付け原規放発第18030211号)の取り入れのため、獣医療法施行規則(平成4年農林水産省令第44号)及び獣医療法施行規則第14条の規定に基づき農林水産大臣が定める方法を定める件(平成21年2月20日農林水産省告示第239号)に係る放射線障害の防止に関する技術的基準を別添要綱により改正することについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律(昭和33年法律第162号)第6条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

獣医療法施行規則及び関連告示の改正要綱

獣医療法施行規則(以下「規則」という。)及び平成二十一年二月二十日 農林水産省告示第二百三十九号(獣医療法施行規則第十四条の規定に基づき 農林水産大臣が定める方法を定める件。以下「告示」という。)について、以 下の改正を行う。

- 1. 眼の水晶体の線量限度の取り入れ
- (1) 放射線診療従事者等の眼の水晶体の線量限度と適切な施行時期を以下のとおり設定すること。【規則の改正】
 - ① 令和3年4月1日(5年間の累積実効線量の次期管理期間の始期)以後5年ごとに区分した各期間につき100ミリシーベルト
 - ② 4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト
- (2) 眼の水晶体の線量の 5 年間の合計線量の記録及び 5 年間の保存を追加すること。【規則の改正】
- 2. 眼の水晶体の等価線量を算定するための線量当量 眼の水晶体の等価線量を算定するため、3 ミリメートル線量当量の測定 について、以下の規定を追加すること。
 - (1) 眼の水晶体測定については、眼の近傍その他の適切な部位について 3 ミリメートル線量当量を測定することによって行うことができる。【規則の改正】
 - (2) 眼の水晶体の等価線量の算定について、3ミリメートル線量当量を選択肢とすること。【告示の改正】

【参考:意見具申との対応関係】

本改正要綱の項目	「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方につ いて (意見具申)」の項目
1. (1) ① • ②	5.1 関係
1. (2)	
2. (1)	5. 2. ① (2) 関係
2. (2)	